

代表者

研修報告書

令和元年 9月 6日

会派代表者 殿

呉市議会議員

奥田和夫

次のとおり研修に参加したので報告します。

1. 研修期日

令和元年 8月 23日（金）～24日（土）

2. 研修項目

新潟県新潟市 第11回生活保護問題議員研修会

3. 参加議員

奥田和夫議員

第11回生活保護問題議員研修会参加報告について

研修団体

共催：生活保護問題対策全国会議・全国公的扶助研究会

研修テーマと講師

生活保護の現状と改革の論点～地方は何ができるか

吉永 純 花園大学教授

地方から、生活保護は変えられる（ミニシンポ）

桜井 啓太 立命館大学準教授

加藤 和永 小田原市企画部企画政策課

塚田 崇 小田原市健康福祉部福祉政策課

和久井みちる 小田原市生活保護行政のあり方検討委員

小久保 哲郎 弁護士

福祉事務所における自立支援の取り組み

箕輪 亜由美 見附市教育委員会子ども課

地方税の滞納処分に対する実践的対応

角谷 啓一 税理士、滞納処分対策全国会議代表

柴田 武男 聖学院大学政治経済学科教授

元福祉事務所長が語る、議会質問10の心得

今井 伸 十文字学園女子大学人間生活学部教授

地方から、どう生活保護行政を変えるか

尾藤 廣喜 弁護士

研修日 8月23日（金）13:00～8月24日（土）15:00

[研修目的]

格差が広がり、貧困層の増加にもかかわらず、生活保護の制度が改悪されてきています。行政の体制も改善されず、小田原市では「ジャンパー事件」も起き

ました。これは呉市で起きてもおかしくない状況です。

これらをどう捉えればいいのか、どう改善が図られてきたのか、参考にできればと思いました。

[研修内容]

今回は生活保護行政に対し、「地方として何ができるか」が深められた研修会で、私は2回目の参加で前回以上に充実した研修会でした。

冒頭の吉永純氏による基調報告も「地方」に光をあてられたものでした。生活保護基準の引き下げ裁判が山場を迎える、一面有利な状況も報告されながら、さらなる引き下げもおこなわれたこと。

そんな中、新たに自動車の保有や大学進学問題で情勢の変化がおきていること。それをどう変えていくべきか。「地方に何ができるか検討しよう」と提起され、新しい動きを学ぶことができました。

「地方から変えられる」実践を示した例の一つが小田原市です。

生活保護担当職員が「保護なめんな」という不適切な表記をしたジャンパーを10年間にわたり着用して業務に従事していたこと。それが発覚したのが平成29年です。問題として全国に広がったことを契機として、小田原市の中に検討会がもたれてきました。

保護利用者の権利を守ること。それを前提にした上で保護担当職員たちの置かれた環境はどうであったか。一番簡単で安易な方法は、全ての責任、そして改革案を担当職員に押し付けることです。しかしこれでは本当の意味で問題は解決になりません。

小田原市は責任を職員に押し付けることに終わらず、もっと掘り下げていきました。

問題が起きた背景、本来のあるべき業務にケースワーカーが専念できるための条件はどうだったのか。そこにもメスを入れ、あらゆる人間の尊厳を守るところに視点をおきました。

そして組織改革を行い、誰もが生きていく価値ある社会の実現につながるよう、可能性を示していくことに努力が注がれました。

この問題を全序的な課題として位置づけ、検証と改善方策の検討に取り組むよう指示された市長も立派な方だと思いました。

それが研修会の初日にミニシンポとして報告され、感動的なものでした。

「生活保護行政のあり方検討会」が立ち上げられ、短期間でしたが熱心な議

論が積み上げられたそうです。

その運営や報告書のとりまとめに当たられた方、生活保護行政の改善に取り組んだ方、お二人は現役の市の職員の方々です。学者はもちろんのこと、保護の利用者の方も検討会のメンバーとして加わり、その役割を果たされています。

もう一つは堺市の例の報告もありました。若手ケースワーカーの発案で生活保護世帯の大学生等の実態調査を行って国の制度改善につながっていることなどです。

地方の取り組みで、生活保護行政が変えられるという元気を与えてくれたミニシンポジウムでした。

翌日は「地方税の滞納処分に対する実践的対応」に出ました。

滞納処分対策会議の活動報告を佐藤弁護士から受けて全国の事例も学びながらの交流です。私も呉での例を報告しながら交流に参加しました。

[質疑応答]

2日目の分科会では「地方税の滞納処分に対する実践的対応」に出ました。滞納処分対策会議の活動報告を佐藤弁護士から受けて全国の事例も学びながらの交流です。私も呉での例を報告しながら交流に参加しました。

[呉市の展開の可能性]

小田原市の「ジャンパー事件」が問題として全国に広がったことを契機として、小田原市の中に検討会がもたれ、保護利用者の権利を守ることを前提にした上で保護担当職員たちの置かれた環境や、本来のあるべき業務にケースワーカーが専念できるための条件はどうだったのか。そこが深められました。

呉市もケースワーカーの人数の不足や、経験の浅い職員が半数を占め、資格をもっていない者を配置し、いつ小田原市のような事件を起こしてもおかしくない状況で、呉市にそのまま適用することができる問題だと思いました。

また、最終日の今井氏は現在は大学教授ですが、最近まで福祉事務所長を務められた方です。「議会質問の心得」と題した講演で、「制度の運用」と「現業員の不足」が問題になっており、「福祉事務所におけるサービスの質と実施体制の量の双方の確保が必要」と強調され、経験された方にしかできない内容で、とても参考になるものでした。